

20210312_【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 12：フィリピン出国時にトラベルパスが必要な外国人）

【ポイント】

●3月10日、フィリピン入国管理局（BI）は、フィリピンから出国をする一部の外国人は、出発前にトラベルパスを確保する必要があることを発表しました。

【本文】

1 3月10日、フィリピン入国管理局（BI）は、フィリピンから出国をする一部の外国人は、出発前にトラベルパスを確保する必要があることを発表しました。その概要は以下のとおりですが、正しくは、下記リンク先をご確認ください。

●3月10日付フィリピン入国管理局プレスリリース（フィリピン出国時にトラベルパスが必要な外国人）

https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/03_Mar/2021Mar10_Press.pdf

【以下、フィリピン入国管理局プレスリリース概要】

（1）フィリピンから出国する外国人で、出国許可証（ECC）と特別帰国証明書（SRC）の取得を免除されている特別な非移民である場合、入国管理局からトラベルパスを取得し、空港の入国管理官に提示する必要がある。

（2）また、トラベルパスが必要な外国人の中には、以下のビザも対象となる。

ア 雇用創出のための特別ビザ（SVEG）：企業又は業界で少なくとも10人のフィリピン人を雇用している外国人に発行されるビザ。

イ 大統領令第266号またオムニバス投資法に関連する共和国法第8756号に基づく特別非移民ビザ：フィリピンに拠点を置く多国籍企業の地域又は地域本部の外国人幹部に発行されるビザ。

ウ PD1034に基づく特別な非移民ビザ：フィリピンのオフショア銀行部門で働くために外国銀行によって割り当てられた外国人に発行される特別な非移民ビザ

エ 共和国法第7837号に基づく永住ビザ：1990年のアメリカ移民法に基づいて米国市民権を取得した第二次世界大戦のフィリピン人退役軍人に永住権を付与したビザ

（3）トラベルパスは、マニラのイントラムロスにある入国管理局の本館にある入管理事会事務局で申請する必要がある。

（4）出発の少なくとも7日前までに、記入済みの申請書、パスポートのバイオページのコピー、航空券、ビザのページを提出する必要がある。

2 今回の措置に関するご不明な点は、フィリピン入国管理局（BI）にお問い合わせ下さい。

●フィリピン入国管理局

（ホーム・ページ）

<https://immigration.gov.ph/>

(フェイス・ブック)

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration>

【フィリピン入国管理局本局】

固定電話番号：(02) 8524 3769 又は(02) 8524 3769

メールアドレス：xinfo@immigration.gov.ph

immigPH@gmail.com

binoc_immigration@hotmail.com

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれましては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

・3月10日付フィリピン入国管理局プレスリリース（フィリピン出国時にトラベルパスが必要な外国人）

https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/03_Mar/2021Mar10_Press.pdf

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館（旧・在セブ領事事務所を含む）等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html